

第5章 農 林 業

この章は、農林水産省が5年ごとに2月1日現在で実施する「農林業センサス」における農家、販売農家、農林業経営体に関する集計結果及び農山村地域（林業地域）に関する集計結果で構成されています。

【用語の解説】

農林業センサス

農林業センサスは、我が国の農林業・農山村の現状と動向を明らかにすることを目的として、農家や林家など農林業を営むすべての世帯・法人を対象に5年ごとに実施している。

昭和25年に第1回の調査を実施して以来、農業センサスは5年周期、林業センサスは10年周期で実施してきたが、地域における農林業の実態を総合的に捉えるため、平成17年調査から林業センサスを農業センサスに統合し、「農林業センサス」として5年ごとに実施することとした。

調査の体系としては、「農林業経営体調査（2000年センサス以前は「事業体調査。」）」、「農山村地域調査（2000年センサス以前は「農業集落調査」及び「林業地域調査。」）及び「農村集落調査」からなる。

<農林業経営体分類>

農林業経営体

農林産物の生産を行うかまたは委託を受けて農林業作業を行い、生産または作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- 1 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業
- 2 農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数または出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業

ア 露地野菜作付面積	15 アール
イ 施設野菜栽培面積	350 平方メートル
ウ 果樹栽培面積	10 アール
エ 露地花き栽培面積	10 アール
オ 施設花き栽培面積	250 平方メートル
カ 搾乳牛飼養頭数	1 頭
キ 肥育牛飼養頭数	1 頭
ク 豚飼養頭数	15 頭
ケ 採卵鶏飼養羽数	150 羽
コ ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽

サ その他

調査期日前1年間における農業生産物の総販売額
(以下「農産物販売金額」という。)50万円に相当
する事業の規模

- 3 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3ヘクタール以上の規模の林業(育林または伐採を適切に実施するものに限る。)
- 4 農作業の受託の事業
- 5 委託を受けて行う育林もしくは素材生産または立木を購入して行う素材生産の事業

農業経営体

「農林業経営体」の規定のうち、1、2または4のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

林業経営体

「農林業経営体」の規定のうち、3または5のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

法人経営体

「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう。

<農家等分類>

農 家

経営耕地面積が10アール以上の農業を行う世帯または過去1年間における農産物販売金額が15万円以上の規模の農業を行う世帯をいう。

販売農家

経営耕地面積が30アール以上または調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

自給的農家

経営耕地面積が30アール未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

主業農家

農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

準主業農家

農外所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。

副業的農家

1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家、準主業農家以外の農家）をいう。

専業農家

世帯員の中に兼業従事者（調査期日前1年間に30日以上雇用兼業に従事した者または調査期日前1年間に販売金額が15万円以上ある自営兼業に従事した者）が1人もいない農家をいう。

兼業農家

世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。

第1種兼業農家

農業所得を主とする兼業農家をいう。

第2種兼業農家

農業所得を従とする兼業農家をいう。

<組織等分類>

農事組合法人

農業協同組合法に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。

会 社

株式会社、合名・合資会社、相互会社、合同会社をいう。

各種団体

- 1 農協（農業協同組合法に基づき組織された組合）
農業協同組合、農協の連合組織（経済連等）が該当する。
- 2 森林組合（森林組合法に基づき組織された組合）
森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
- 3 その他の各種団体
農業災害補償法に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。

その他の法人

農事組合法人、会社、各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人などをいう。

地方公共団体・財産区

地方公共団体とは、都道府県、市区町村をいう。財産区とは、地方自治法に基づき市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。

農業生産法人

以下の要件を満たす法人をいう。

(1)法人の形態は、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社のいずれかであること。

(2)事業については、農業及びこれに関連する事業であること。

(3)構成員（出資者）については、農地の権利を提供した個人や法人の事業に常時従事する者等農業関係者が中心に組織されていること。

(4)業務執行役員については、その過半数が法人の事業に常時従事し、かつ、そのうち過半が農作業に従事する構成員であること。

この農業生産法人の要件をすべて満たす法人で、農地を適正かつ効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められるものに対し、「農地法」（に基づき農地等の権利取得の許可がなされる。

農業生産法人制度は農業経営の協業化を助長することを目的として、昭和 37 年の農地法改正により創設され、農業構造、農業経営の変化等に対応して、その要件の見直しが行われてきている。

任意組合

生産組合、農事実行組合等、主に農家等によって構成されている事業体で、法人格を有しないものをいう。

農業協同組合の下部組織とみられる法人格を有しない「部会」なども含む。

農業生産組織

複数（2 戸以上）の農家が農業生産過程における一部もしくは全部についての共同化・統一化に関する協定の下に結合している生産集団又は農業経営や農作業を組織的に受託する集団をいう。

具体的には、栽培協定、機械・施設の共同利用、農作業等の受託のいずれかの事業を行う集団及び協業経営を行う集団をいう。

<農家人口・労働力関係>

農家人口

農家を構成する世帯員の総数をいう。

農業従事者

満 15 歳以上の世帯員のうち、調査期日前 1 年間に自営農業に従事した者をいう。

農業就業人口

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前 1 年間に自営農業のみに従事し

た者または農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

基幹的農業従事者

農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいう。

（参考）世帯員の就業状態区分

		仕事への従事状況				
		農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事	仕事に従事しなかった
			農業が主	その他の仕事为主		
ふだんのおもな状態	主に仕事	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 基幹的農業従事者 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> 農業就業人口 </div>		農業従事者		
	主に家事や育児					
	その他					

農業専従者

調査期日前1年間に農業に150日以上従事した者をいう。

準農業専従者

調査期日前1年間に自営農業に60～149日従事した者をいう。

認定農業者

「農業経営基盤強化促進法」（昭和55年法律第65号）の規定に基づき、都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者（法人を含む。）をいう。

農業経営者

その世帯の農業経営に責任を持つ者をいう。

<土地関係>

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地で、自家で所有している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計をいう。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。（経営耕地＝所有耕地－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地）

借入耕地

他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。

貸付耕地

他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。

耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地（現況が森林原野となっている土地は含めない。）をいう。

保有山林面積

農林業経営体が保有する山林の面積をいい、経営体が所有している山林のうち貸し付けている山林を除き、借りている山林を加えたものをいう。（保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林）

< 森林面積・林野面積等 >

総土地面積

新・旧市区町村別の区域のすべての面積をいう。

現況森林面積

調査期日現在の森林面積であり、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画樹立時の森林面積を基準とし、計画樹立時以降の森林の移動面積を加減し、さらに森林計画に含まれていない森林面積を加えた面積をいう。

森林以外の草生地（野草地）

森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいう。

なお、河川敷、けい畔、ていとう（堤塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても含めない。

林野面積

森林と森林以外の草生地を合わせたものをいい、不動産登記法上の地目分類では山林と原野を合わせたものに該当する。

< 所有形態 >

国有

林野庁及び林野庁以外の官庁が所管する国有林野をいう。

林野庁

林野庁所管の国有林野及び官行造林地をいう。

林野庁以外の官庁

林野庁以外の国の機関が所管している森林をいい、日本道路公団等の特殊法人、独立行政法人（緑資源公団、緑資源機構を除く）、国立大学法人が所管している森林も含む。

民有

国有以外の森林をいい、「独立行政法人等」、「公有」及び「私有」に分類する。

独立行政法人等

独立行政法人、国立大学法人、特殊法人が所有している森林をいう。

公有

都道府県、森林整備法人、市町村及び財産区が所管している森林をいう。

森林整備法人（林業・造林公社）

分収林特別措置法の規定により設立された法人等(林業・造林公社を含む。)が所管している森林をいう。

財産区

地方自治法第 294 条に規定する財産区をいい、市町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた森林について財産区を作り、地元民が使用収益している森林をいう。

私有

個人、会社、社寺、共同（共有）、各種団体・組合等が所有している森林をいう。